

## 令和7年度新幹線鉄道騒音等の調査結果について

西九州新幹線(武雄温泉～長崎間)の騒音に係る環境基準等の適合状況を把握するため、県が実施した騒音等の調査結果について、下記のとおり公表します。

騒音については、表1(P3)のとおり、測定を実施した11地点のうち2地点において、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過していました。このため、県から、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び九州旅客鉄道株式会社(以下「事業者」という。)に対し、騒音対策の継続及び実施を要請しました。

なお、振動については、測定を実施した上記11地点の全てで「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(昭和51年3月12日、環大特第32号)」(以下「指針」という。)の新幹線鉄道振動にかかる指針値を達成していました。

### 【新幹線鉄道騒音に係る環境基準】

(Ⅰ類型)主として住居の用に供される地域	70dB以下
(Ⅱ類型)商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって 通常的生活を保全する必要がある地域	75dB以下

【新幹線鉄道振動対策に係る指針値】 70dB以下

### 記

#### 1. 目的

西九州新幹線武雄温泉～長崎間(路線延長約66km、うちトンネル以外の区間約25km)について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するため、本調査を行いました。

#### 2. 測定地点

11地点(東彼杵町1地点、大村市3地点、諫早市4地点、長崎市3地点)

### 3. 測定時期

令和7年12月5日 ~ 令和8年1月6日

### 4. 測定方法

#### (1) 騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年7月29日、環境庁告示第46号)」に準じて実施しました。また、測定・評価は、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル(令和7年6月、環境省)」に基づき実施しました。

#### (2) 振動

指針に準じて実施し、これに定めのない事項は以下によるものとししました。

- ・上下線の列車が重なって通過し、各列車を区別して評価できない場合は欠測(測定不能)とする。
- ・自動車振動等により、測定に支障が生じた場合は欠測とする。
- ・連続して通過する列車の本数は、欠測となった列車を除いて数える。

### 5. 測定結果

騒音及び振動の測定地点毎の測定結果は表1のとおりでした。

騒音の評価値は2地点(地点番号3及び11)において、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過していました。その他の9地点の騒音の評価値は62~70dBの範囲であり、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成していました。

振動の評価値は指針の新幹線鉄道振動にかかる指針値を達成していました。

### 6. 対応

環境基準を超過した地点については、事業者に対し効果的な騒音対策を実施するよう令和8年3月3日に要請しました。

表1 騒音及び振動測定結果

地点 番号	選定場所(住所)	測定地点 側の軌道 (上下の別)	地 域 類 型	騒音 評価値 $\bar{L}_{A,Smx}$ (dB)	振動 評価値 (dB)
				25m <sup>※1</sup>	
1	東彼杵町瀬戸郷付近	下	I	70	41
2 <sup>※3</sup>	大村市松原1丁目付近	上	I	67	50
3 <sup>※4</sup>	大村市小路口本町付近	下	I	<u>73</u> <sup>※2</sup>	45
4 <sup>※3</sup>	大村市三城町付近	上	I	62	49
5	諫早市下大渡野町付近	上	I	70	49
6	諫早市本明町付近	下	I	63	38
7	諫早市永昌町付近	上	I	66	37
8	諫早市平山町付近	下	I	64	47
9	長崎市船石町付近	下	I	65	45
10	長崎市東町付近	下	I	70	42
11	長崎市八千代町付近	上	II	<u>78</u> <sup>※2</sup>	40

備考 ※1 測定地点側の軌道中心から25mの測定点での結果である。

※2 下線の数値は、環境基準を超過していたことを示す。

※3 令和6年度に新たに設定した測定地点

※4 令和6年度より地点番号3に付番変更(令和4~5年度の地点番号4)

# 令和7年度 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）路線概略及び環境基準達成状況図

I 類型 { ○ 達成 ● 非達成

II 類型 { ◆ 非達成

西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)

トンネル区間  明かり区間

県境

